

別表 2

交付率又は金額	交付率		10/10	
	基準単価		補助対象事業所・施設の種別に応じて下記のとおりとする。	
			(1) 障害福祉サービスを円滑に継続するための事業	(2) 災害備蓄等へ対応するための事業
	訪問系サービス事業所	居宅介護	1 事業所当たり 200,000 円	
		重度訪問介護		
		同行援護		
		行動援護		
		自立生活援助		
		重度障害者等包括支援		
		居宅訪問型児童発達支援		
		保育所等訪問支援		
	通所系サービス事業所	療養介護	1 事業所当たり 200,000 円	
		生活介護		
		自立訓練（機能訓練）		
		自立訓練（生活訓練）		
		就労選択支援		
		就労移行支援		
		就労継続支援A型		
		就労継続支援B型		
		就労定着支援		
自立生活援助				
児童発達支援 ※児童発達支援センターを含む				
放課後等デイサービス				
入所系サービス事業所	施設入所支援	定員 1 人当たり 6,000 円		
	共同生活援助			
	短期入所			
	宿泊型自立支援			
	福祉型障害児入所施設			
	医療型障害児入所施設			
相談系サービス事業所	一般相談支援	1 事業所当たり 200,000 円		
	特定相談支援			
	障害児相談支援			
交付額の算定方法		- 事業所・施設ごとに、基準単価（入所系サービス事業所にあつては、基準単価に定員数を乗じて得た額）と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 - 基準単価を超えない範囲で、1 事業所・施設に(1)障害福祉サービスを円滑に継続するための事業と(2)災害備蓄等へ対応するための事業の両方を助成することができる。 1 事業所・施設当たり 1 回まで助成することができる。 - 入所系サービス事業所の定員数は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日時点の定員により判断する。		